

第百三十二回国会 衆議院 文教委員会 議 録 第 五 号

平成七年二月二十四日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 伊吹 文明君

理事 小川 元君

理事 石田 勝之君

理事 船田 元君

理事 中島 章夫君

理事 稲葉 大和君

理事 木村 義雄君

理事 栗原 博久君

理事 中谷 元君

理事 古賀 正浩君

理事 西岡 武夫君

理事 鳩山 邦夫君

理事 福留 泰蔵君

理事 嶋崎 讓君

理事 山原健二郎君

出席国務大臣

文部大臣 与謝野 馨君

出席政府委員

文部大臣官房長 佐藤 慎一君

文部大臣官房文 木村 直君

教施設部長 泊 龍雄君

文部省生涯学習 井上 孝美君

局長 文部省初等中等 遠山 耕平君

局長 文部省教育助成 吉田 茂君

局長 文部省高等教育 岡村 豊君

局長 文部省学術国際 小林 敬治君

局長 文部省体育局長

委員外の出席者

文教委員会調査 室長 長谷川善一君

委員の異動

二月二十一日

小野 晋也君

木村 義雄君

古賀 正浩君

福島 豊君

同日

西田 司君

森 喜朗君

工藤堅太郎君

野田 毅君

同日

小野 晋也君

木村 義雄君

古賀 正浩君

福島 豊君

同日

西田 司君

森 喜朗君

工藤堅太郎君

野田 毅君

同日

加藤 紘一君

石田 美栄君

同日

中谷 元君

西村 眞悟君

同日

加藤 紘一君

石田 美栄君

補欠選任

西田 司君

森 喜朗君

工藤堅太郎君

野田 毅君

同日

小野 晋也君

木村 義雄君

古賀 正浩君

福島 豊君

同日

小野 晋也君

木村 義雄君

古賀 正浩君

福島 豊君

同日

加藤 紘一君

石田 美栄君

同日

中谷 元君

西村 眞悟君

同日

加藤 紘一君

石田 美栄君

同日

中谷 元君

西村 眞悟君

同日

加藤 紘一君

石田 美栄君

律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。福島豊君。

○福島委員 今回の法案のことに關しまして、若干質問させていただきますが、それ以外に、広く文部行政一般についてお尋ねしたいと思ひます。

まず冒頭に、阪神・淡路大震災でございますが、文部省におかれましては、各教育機関の復旧のために日夜努力を傾注されておると伺っております。その御苦労に對しまして、大変御苦労さまですと感謝申し上げます。

まず第一点目でございますが、今回の阪神・淡路大震災でございますけれども、この地域にはたくさんの方々が在居しておられると伺っております。この留學生の皆様が今回の大震災でどのような被害を受けられたのか、その状況につきましてどのように把握しておられるのか御説明をいたしたいと思います。

○岡村政府委員 文部省におきましては、地震発生以来、財団法人日本国際教育協会などと協力いたしまして、留學生の安全の確認、あるいはその情報の母国への提供等に努めてきたところでございますが、今回の地震では、残念ながら留學生十人の方が亡くなっております。なお、住居を失った留學生については、二百九十八人と現時点で報告されております。

○福島委員 今回の大震災で非常に多くの留學生の方が住居を失われているということが、今の御報告で示されました。先日、文部省にお尋ねしまして、緊急援助金の支給であるとかまた臨時宿泊施設の提供などが現在行われているようでございます。しかし、今後の學業の継続ということも考へるときに、中期的または長期的な取り組みとい

うのが必要なのではないか、そのように感じます。この臨時宿泊施設におきましても、いつまでもおられるのかという問題がございますし、また生活費の問題も、この緊急援助金では十万円です支給されていると伺っておりますが、十万円です生活できる期間というのはやはり限られておるだろう、そのように私は思ひます。

この中期、長期的な展望につきまして、文部省のお考え、これを示していただきたいと思います。

○岡村政府委員 御指摘のように、被災された留學生の方には緊急援助金として十万円の一時金をお支払いすることにいたしておるところでございます。

中長期的な対応につきましては、特に御指摘の私費留學生で被災された方に対しては、私費外国人留學生学習奨励費という国が予算措置をしております制度がございます。この学習奨励費の対象者の採用に当たって特に配慮するといったこと等、既存の支援措置がいろいろございますので、それを活用して今後も留學生が支障なく勉強できるように努力してまいりたいと思っております。

なお、留學生の支援に關しましては、民間にも相当数の留學生関係奨學団体がござります。この奨學団体に對しまして、既に一月二十三日付で、奨學金の募集期間の延長あるいは奨學生の採用に当たって被災した留學生に配慮していただくよう文書をもつてお願いしているところでござります。

今後とも、いろいろな方々との連携もしながら十分配慮してまいりたいと思っております。

○福島委員 ただいま前向きのお話をいただきましたが、いろいろなさまざまな国から日本に來られております留學生、この留學生の皆様が、日本で大きな地震に遭つたけれども、日本の政府また

民間の人から本当によくしていただいたのだ、そのような印象を持っていた。ただ、それと、そのように要望したいと思ふ。そして三、四でありますが、今回大変残念なことに、何人かの留学生の方が命を落とされ、おられます。学業半ばにしまして異国の地で命を落とされたということは、御家族の方にとっても大変痛恨の思いがあるかというふうに思ふ。今回の大震災では、日本は世界のたくさんの国から大変な支援をいただきました。そのような観点に立ちまして、この亡くなられた留学生の御遺族の皆様、なかなか弔慰金というの難しいのかもしれないけれども、何らかの形で御慰金をするようないいのか。その点について、これは大臣、どのように感じられますか、お聞かせいただきたいと思います。

○与謝野国務大臣 先生が御指摘のように、大変難しい問題がたくさんございます。これは、一般の被災を受けた方と同じような取り扱いしか実はできないわけでございます。しかしながら、先生が御指摘のように、留学生の皆さんに日本に対していい印象を持って帰国していただくということが、今後の日本の国際関係を良好なものにしていくには大変大事なことでございます。そういう意味では、御指摘の点は確かにそのとおりでございますけれども、果たして制度としてそういうことができるかどうかということとはさらに検討しなければならぬことだろうと思っております。

○福島委員 いろいろな困難はあろうかと思ふますが、ぜひ前向きに御検討をしていただきたい、そのように要望いたします。引き続きまして震災関連の質問でございますけれども、大学など研究機関もさまざまな被害を受けられたようでございます。この被害の現状、そしてまた今後この研究機関、また大学の施設、どのように復旧を図っていくのかということにつきまして、文部省の見解をお聞きしたいと思います。

す。

○木村(直)政府委員 今回の地震におきまして、国立大学等が受けた研究施設そのほか校舎等の被害の状況ですけれども、大体二十二校で被害を受けている状況です。それで、被害の状況で特に大きいのは、神戸商船大学の岸壁が崩れたことによる建物倒壊とか、それから神戸大学の附属の中学校で建物の一部が倒壊したとか、大きいのはそういうものがあるわけですが、あとは例えばライフラインがやられてしまったとか、それからガラスが破損した、建物に亀裂がはいってしまつたとか、そういう状況が多いわけですが、それで、早急にやらなければいかぬものは既に手をつけまして復旧をやっております。ライフラインについては大体できまして、ただ神戸商船大学はもとの方のガスや何か来ていないということもありません、そのガスの復旧や何か今お聞かれていますけれども、神戸大学などは大体復旧しております。

あと経費的な話ですけれども、それは六年度の二次の補正予算と、それから本格的な復旧に向けての予算はできれば七年度の方の補正で考えた、そういう二つに分けて、それで六年度の補正予算の、二次の補正予算の方では一億四千四百億円ぐらいの復旧費を今予定している、そういうことでございます。

○伊吹委員長 国立だけでいいのですか。御質問は、私立のことは、いいですか。――それでは、福島君。

○福島委員 先日このような記事がございました。これは一月三十一日の朝日新聞でございます。これは、神戸大学の研究室がピンチである。これはよく御存じのように、神戸大学には西塚先生というノーベル賞候補にいつも挙がってこれる大変有名な先生もおられます。その西塚先生のことを取り上げておられるわけですが、研究室が大変な状況になったということを言っておられるわけでございます。建物の問題というのがあるわけでございますけれども、建物も復旧しただけでは研究というのはスタートできない。中の研究のためのさまざまな器材、サンプルとかいろいろありますけれども、そういうものも復旧の中で視野に入れていく必要がある、そのように思ふ。

そういう観点から、平成六年度、七年度の予算の中で措置をまいりますという御答弁でございますが、そういうところまで含めて、文部省としてはどういうふうに対応していきますかというふうに考えておられるのか、その点についてお聞かせしたいと思います。

○木村(直)政府委員 研究室の中の大型の実験装置とか、いろいろな備品等も相当被害を受けたという話は聞いております。実情がどの程度までやられたかというのは今調査中でして、全部把握し切つてはいないのですけれども、今先生がおっしゃられた西塚先生の部屋ですか、相当高度の研究をやっておられて、それが冷凍庫が倒れちゃつたりして大きな被害を受けたという話は聞いているわけです。

そういうことに対する文部省の復旧の対応ですけれども、六年度でどうしても必要なものについては学内経費でできればうまく応用してやっていた、どうしてもそれでは応じ切れないものについては七年度でいろいろ考えていくという考え方でございます。

○福島委員 ぜひよろしく願ひいたします。

次に、研究施設の震災についての安全性ということでございますが、例えば遺伝子組みかえの研究施設等がございまして、P3施設のようなものはやはり隔離することが必要だというふうにされて、今回週刊誌等でも指摘されておりましたけれども、震災のときにもしこういう施設が壊れたときにどうするかというふうな指摘もありました。私もそれはやはり考えておく必要があるのではないかと考えた次第でございますけれども、こういう研究施設、とりわけ隔離を要するものなものの耐震基準といふか、体制といふものは一体どうなっておるかということにつき

ましてお聞きしたいと思います。

○岡村政府委員 御指摘の組みかえDNA実験施設等に関する安全の確保でございますが、これにつきましては、文部省で「大学等における組織えDNA実験指針」というものを定めております。この指針におきましては、御指摘のように、P3の施設につきましては隔離のために実験室の前に前室を設ける等、物理的な封じ込め等について定めているほか、あるいは安全委員会の設置や安全主任者の設置等についても定めておるわけでございます。これに従いまして各大学は安全性の確保につきまして万全の注意を払っておるわけでございます。

なお、今回の震災に際しまして、京都、大阪、神戸がこの施設を持っていますので、環境に悪影響を及ぼすような被害は生じていないということでございます。今後とも、こういった震災下の対応も含めまして、十分安全性の確保につきましては研究者の意向も踏まえながら対応してまいりたいと思っております。○福島委員 万全の対応をよろしく願ひしたいと思ふ。

続きまして、地震の予知のことについてお尋ねしたいと思ふ。これは文部省が一元的に管轄しておられるわけではございませんので、次の点についてお聞きしたいのですが、先日このような記事がございました。「地震観測情報、一元化を」、これは二月十七日の読売新聞でございます。この中で指摘されておりますことは、全国に配置されている地震計は約五百カ所に上る、このうち気象庁の所管は百八十カ所である、残りは科学技術庁と大学の所有であるが、気象庁に常時伝送されているのは全体の約一割にすぎない、このように述べられておられて、せっかくさまざまなところでデータをとっているわけだから、やはり一元的に集めて運用したかどうか。地震はどこで起こるかかわらないとい

うこともございますので、そういう観点というのは非常に大切だろうというふうに感じました。

しかし、大学等、研究者の姿勢としますとなかなかデータをすぐに出さないという場合もあるのかなというふうにも思ったりするのですが、この点につきましてどのような状況になっておるのか、お聞きしたいと思います。

○岡村政府委員 御指摘のように、我が国における地震予知研究は、文部省の測地学審議会が建議いたしました地震予知計画に基づきまして、大学あるいは気象庁、国土地理院といった関係機関が連携協力して推進しておるところでございます。

ところで、データの関係でございますが、地震予知が可能とされております東海地域につきましては、気象庁が、自分の観測点からのデータはもちろんのこと、大学等あるいは他機関のデータも含めて各種のデータを気象庁本庁に集中して常時監視する体制をとっております。また、南関東地域におきまして、今後、大学を含め関係機関の観測データを気象庁に集中していくことになっております。

また、地震予知連絡会におきましては、大学の研究者も含めて各機関の専門家が定期的にあるいは必要に応じて集まりまして、全国の地震予知に関する情報の交換あるいは分析などを行っているわけでございます。

大学が地震観測のデータを出したがるんというのは全く誤解でございます。気象庁等が必要とするデータについては、つなぐことについては全くやぶさかではないわけでございます。

ただ、御案内のように地震予知というのは研究段階でございます。データがたくさん集まったからといって、それで何か予知に直ちに役立つという状況には必ずしもないわけで、有効なデータを集めていくということが大切だろうと思っております。

地震観測情報のこういう有効な集中につきましては、関係省庁とも引き続き協議して、今後とも

その実が上がるように努力してまいりたいと考えております。

○福島委員 ぜひよろしくお願いいたします。引き続きまして、話が全く地震から離れますが、次に生涯学習ということにつきましてお聞きしたいと思っております。

文部省は、生涯学習ということにつきまして近年大変力を入れておられる、そのように伺っております。平成二年には、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律が制定された。法制定から本年で五年目になるわけでございますけれども、さまざまな施策が推進されておりますけれども、実際に生涯学習というものがどういうふうに進んでいるのか、五年前と比べてどのくらい進んでいるのかという検討をする必要があるのか、そのように感じます。

平成四年の七月、生涯学習審議会の「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」という答申で、次の四点が重点的な課題とされているというふうな伺っています。それは、一番目がリカレント教育の推進、二番目がボランティア活動の支援、推進、三番目が青少年の学校外活動の充実、四番目が現代的課題に関する学習機会の充実。それも、課題に対して具体的な施策として一体何をやるのかということで、一番目が学習需要の喚起、そして二番目が多様な学習機会の提供、三番目が能力、学習成果の評価、この三点が具体的な施策の柱であるというふうなされておるわけでございます。

次に、具体的な施策について御質問したいと思います。

まず、この学習需要の喚起という項目の中では、自己教育能力を育成しなければいけないということがうたわれております。「我が国の文教施策」を先日拝見しましたところ、「学習指導要領の改訂において、「自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力を育成すること」これが基本方針の一つであるというふうなされておまして、また各学校では、平成四年度より「生涯

にわたる学習活動の基礎となる「自己教育力」の育成のための努力が行われている。」そのように記載されておりました。大変に結構なことであります。しかし問題は、どのようにすれば自己教育力、これが高まるのかということではないかというふうな思います。言うはやすく行はかたしというふうな印象もあります。文部省としまして、どのような方法でこの自己教育力を高めようというふうな考えておられるのか、この点について御見解をお聞かせしたいと思います。

○井上政府委員 お答え申し上げます。

これからの学校教育におきましては、いわゆる自己教育力の育成を図ることが大変重要な課題でございます。このため、現行の学習指導要領でも、みずから学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を各学校におきます教育課程編成の基本方針とするように示しているところでございます。自己教育力を高めるためには、例えば体験的な活動や問題解決的な活動を重視し、子供たちが自分の興味や関心などを生かして、自主的、自発的に学習に取り組むようにすることが大切でございます。このような教育は指導方法の改善充実にも負うところが大きいと考えており、文部省といたしましては、指導的立場にある教員を対象とした講座を実施したり、指導資料を刊行したりするなどして教員の指導力の向上に努めているところでございます。

今後とも、二十一世紀を生きる子供たちが、みずからの手で未来を切り開いていく資質や能力を育てる観点から学校教育の充実に努力してまいりたいと考えております。

○福島委員 昨年八月の報道でしたが、文部省が初めて読書調査というのを実施したというふうに出ておりました。これは新聞報道では、朝日新聞でございますが、下記のような結果が述べられております。全く読書をしない、月に一冊も本を読まない人、これは中学校二年生で四四％、高校二年生で四〇％。これはさまざまな理由があるのかと思えますけれども、この記事には、文部省は精

神的な成長が著しい中高生が本を読まないのは問題だと深刻に受けとめているというふうな述べておりました。自発的に学ぶ、そのような姿勢をつくっていくんだ。それは教育指導の方法、これをそのような方向で変えていくんだ、よくしていくんだというふうな今おっしゃってられましたけれども、しかし結果として本を読まない、自分から勉強しようという子供さんが減っているということとはやはり事実なのかというふうな思うのです。ですから、これは一つの指標ではあるのかと思うのです。

この点について、昨年これは実施されたわけですが、けれども、私は継続的にぜひとも調査すべきであるし、どう変わっていくのかということも評価すべきだというふうな思うのですけれども、ことしもこの調査は実施されたのかどうか、まずその点についてお聞かせください。

○井上政府委員 お答え申し上げます。

先生おっしゃるように、調査につきましては、平成六年三月に全国学校図書館協議会に委嘱して行った読書調査では、児童生徒の読書にかかわる意識及び読書の実態や児童生徒の読書活動についての教師及び保護者の意識などを調査したところでございます。先ほど先生からも具体的に、中学生で平成六年二月一カ月に一冊も本を読まなかった者は四四・〇％、高校生で四〇・五％となつておるというお話がございましたが、そういう調査結果を得たところでございます。

平成六年度につきましては、同じく全国学校図書館協議会に委嘱いたしまして、学校における読書指導の現状や学校図書館の実態等の調査を本年三月に実施する予定でございます。

○福島委員 本年も調査されるということをお聞きまして、一歩前進かなというふうな感じておりますけれども、本を読まないという生徒さんがふえているというこの現状に対して、どのように今後それを変えていくのか、対応していくのか、これまたなかなか自発性の問題ですから難しい点もあるかなというふうにも思うわけでございますけれども

も、この点について文部省のお考えをお聞かせください。

○井上政府委員 お答え申し上げます。

読書活動は児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で、学校教育上重要な役割を担っております。また、社会の情報化が進展する中で、情報を活用する能力を育成するためにも読書指導の充実が必要であると認識をいたしております。このため、中学生、高校生の読書離れの傾向は解決すべき重要な課題と認識しており、読書指導を充実する必要があると考えております。

現行の学習指導要領におきましては、読書意欲を高めることや学校図書館の機能の活用にも努めることなど、読書活動に関する改善を図ったところがございます。

また、平成五年度から、学校図書館図書整備新五カ年計画をスタートさせ、蔵書を約一・五倍に充実を図るとともに、平成七年度予算案には、読書指導のあり方等について実践的研究を推進するため、読書指導研究指定校事業に要する経費を計上するなど、学校図書館及び読書指導の充実のための施策を推進しているところでございます。

平成六年一月には、児童生徒の読書に関する調査研究協力者会議を設置いたしまして、児童生徒の読書活動の現状と問題点を明らかにいたしまして、読書意欲の向上を図る指導方法等についての調査研究を行っているところであり、昨年の十一月にはその中間まとめが取りまとめられたところでございます。

文部省といたしましては、今後とも読書指導及び学校図書館の充実を図るため、諸施策の実施に努めてまいり所存でございます。

○福島委員 この小中学校図書館図書整備新五カ年計画でございますが、昨年の調査では、小中学校の先生の三分の二がこれを知らないというようなデータも出ておりました。ただいま、さまざまな形で取り組んでいくのだという決意をお示しいただきましたけれども、そういう中で、こういった先生方の認識も変わっていくのかなというふう

にも思っております。ぜひとも積極的に施策を推進していただきたい、そのように要望いたしますのでございます。

続きまして、生涯学習の学習情報提供、学習相談の充実ということが先ほど生涯学習の一つのポイントとして挙げられておりましたが、その中で、文部省として生涯学習情報提供システム整備事業等に対して補助を行っているというふうに向っております。これは、生涯学習のための学習情報であるとか、それから学習相談のための体制を充実していくんだ、そういうふうな認識しておりますが、実際に、どの程度このシステムが利用されているのか、どのくらいの人がこの生涯学習ということを推進するためにこの事業を活用しているのか、その現状について御報告いただきたいと思っております。

○泊政府委員 お答えいたします。

先生ただいま御指摘のございました生涯学習情報提供システム整備事業ということで、各県が行っておりますシステムへの、平均値でございますが、年間接続回数が平均いたしますと約一万二千回という状況でございます。

○福島委員 この一万二千回、これは多いか少ないかというとなかなか難しいわけですが、計算しますと、大体一年に一回利用する人が百人に一人いるかいないかというような数字になるのかなというふうに思います。そういう意味では、これも多いか少ないかといいますと、図書館を利用する人がどれだけの人のかということに比べますと、多いような気がしますし、しかしまだまだだなどという気も非常にいたします。

コンピュータのネットワークというのをつくるというのは大変大きなことでございますけれども、利用者のサイドからすると、身近にその端末があるとか使いやすいかということが大変に大切な要素ではないかなというふうに思うのですね。そういう意味では、例えば都道府県レベルでセンターをつくるということだけでは、なかなか市民が使いにくいところがあるかと思

ます。例えばコンビニエンスストアとか、身近にあるところでそういう端末が利用できるような形にならないかとも思ったりもするわけでございますけれども、この利用者のアクセスのしやすさという観点から、今後この事業をどういうふうに推進していくのかということについて、御見解をお聞きしたいと思います。

○泊政府委員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、生涯学習情報というものを住民が身近なところで、しかも自分が望んでいるものを的確に選択できるようなシステムを整備していくということが大事であろうと思っております。そして、このためにも、先ほど申し上げましたような整備事業ということで、都道府県等に對しまして助成を行い、現在その整備の推進を図っているところでございます。

御指摘のございましたように、このシステム整備事業、昭和六十二年頃から開始をして、歴史が比較的新しい事業でございます。当初は主として県域レベルにおける教育委員会相互間の行政上のネットワークづくりから始まったということもございまして、個々の住民の方がアクセスするためには必ずしも十分に整備をされていないというのが現状であろうと思っております。

私どもとしましては、今先生の御指摘のような点まで整備が今後されるのが課題であろうと思っております。各都道府県における積極的な取り組みというものを今後とも促してまいりたいというふうに思っております。

○福島委員 ぜひ積極的な取り組みをよろしくお願いいたします。

また、学習機会の提供ということで、多様な学習機会を提供する必要がある。「文教施策」の中では、学習機会を拡大、充実していくためには、人々のニーズに応じた多様な学習の場を提供していくことが必要である。そして、生涯教育において学校がどういう役割を持つかということ、学校教育そのものが重要な学習の場であると同時に、また生涯にわたる学習の基盤を培うものである。そ

してさらに、単にそこに学ぶ学生さんだけのものではなくて、職業人、主婦、高齢者など幅広い人を対象にそのアクセスを広げて学習機会を提供していくことが必要であるというように述べられております。

この学校の多様な利用ということを考えたときに、最近マルチメディアということが一つの流行でございますけれども、こういったものをどういうふうな今後活用していくのか。また、双方向性といいますが、一方的に情報を流すだけではなくて、利用者の側、参加する側が情報を発信できる、そういうような双方向性のものをつくっていくかなければいけないのだろうというふうに思うわけでございますけれども、この点についての文部省の御見解をお聞きたいと思っております。

○泊政府委員 マルチメディアの生涯学習への活用というお尋ねであろうと思っております。

御案内のとおり、最近マルチメディア時代への対応ということでいろいろ議論がなされているところでございますが、いわゆる従来型の教育メディアに比べますという点で特性を持っている、教育の分野においても活用できる面が多いのではないかと認識を持っております。

今先生御指摘のございましたように、特に生涯学習ということになりますと、学習者のニーズというの、一般的な傾向で申し上げますと非常に高度化してきている、あるいは多様化してきているといったようなこと、こういったニーズに的確にこたえるという意味では非常に有用なメディアであろうと思っております。特に現在では、社会教育の面あるいは学校教育の面でもそうであつたらうと思っておりますが、主としてパッケージ系のマルチメディアについては、かなりの研究開発と実際の利用というのも行われている状況でございますが、例えば先生今お話のございましたような通信とこれを組み合わせることによっていわば同時性あるいは対話型の指導形態が可能になってくるということがございます。

そこで、こういった面への対応ということで、

を図りつつ、教育課程全体の中での正確な実施という点について私どもとして指導していきたい、このように考えておるところでございます。

○福島委員 また、週五日制になるということ、学校でボランティアを教えるということ、そしてまた地域でのボランティア活動、これを結びつけていく作業というのはやはり必要なのではないかというふうにも思うのでございます。開かれたボランティア教育をしていく、その点についての文部省の御見解もお聞きしたいと思います。

○井上政府委員 お答え申し上げます。

学校週五日制は、先生既に御案内のとおり、子供たちの望ましいこれからの人間形成というのを図って、学校、家庭、地域社会が子供たちの健全な育成という観点から十分ゆとりを持たせ、また学校で得られない、先生がおっしゃるような体験的な学習というものが地域社会の中で展開していくことも期待されているわけでございます。そういう意味で、学校週五日制を実施するに当たりまして、学校、家庭、地域社会でそういう点についても十分連携を図りまして、子供たちの学校外における活動におきましてもボランティア活動が積極的に取り上げられ、児童生徒がそういうものに参加するような取り組みというものを今後とも社会全体で行っていく必要がある、このように認識しているところでございます。

○福島委員 ぜひよろしくお願いいたします。残り時間も少なくなってきました。法案について若干お聞きしたいと思います。

まず、学部等の改組についての問題でございます。さまざまな学部が新しくできております。例えば和歌山大学のシステム工学部ですと、デザイン情報学科とか環境システム学科、そしてまた島根大学にしましても生態環境科学科等々、私のような古い大学を出た者にとりましては一体どういう学部なのかよくわからないということで、先日文部省の担当の方からいろいろと御説明をお聞きしました。そうしましたところ、学問の変化という

か、社会の変化が非常に急速であって、その中で学際的な領域についての対応というのが迫られているのだなということを実感いたしました。

逆に言いますと、こういう学際的な課題を設けた学部、新しい学部ですけれども、これはどういうふうにも効果的に教育していくのかということは大きな問題だと思ふのでございます。そうしますと、そこで旧来のアカデミズムの範囲にとどまらない、例えばデザイン情報というふうなことであれば、現場で働いている、現場でたくさん経験を積んでいる方、企業の方、そういう方が積極的にその教育現場に入って教えるというふうなことが必要なのではないか。大学の仕組みそのものをもっとオープンにしていかなければ、こういう本間に学際的な新しいものに十分に対応することにはならないのではないか、そういうような感じを持ったわけでございます。この点につきまして、大臣の御見解をお聞きしたいと思います。

○与謝野国務大臣 大学の教育研究を社会のニーズに対応したものとする上で、また大学を社会に開かれたものとする上で、民間企業等で多様な経験を積んだ社会人を大学の教員などに採用することとは大変重要なことであると考えております。

文部省においては既に大学設置基準を改正し、教授等の資格要件として「専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者」を追加し、社会人を大学の教授等に採用することを容易にしたところでございます。こうした改正により、社会人から採用された教員数は毎年着実に増加をしております。四年度制大学では、昭和五十七年度間の一千五百五十二名から、平成三年度間には一千八百三十七名へと増加をしております。

今回の法案で設置を予定している静岡大学情報学部や和歌山大学システム工学部などにおいても、民間企業等で実務経験を積んだ者を教員として採用することとしております。

○福島委員 積極的に民間に開かれた大学ということで取り組まれているというお話をお聞きしました。これは、教える側だけの問題ではなくて、

学ぶ側の方の問題でもあると思います。現在のうちに情報技術がどんどん進んでいく中では、実際に企業で働いておられる方も、何とかしてまたもう一遍学ぶ機会を得たい、これは生涯教育の中ではリカレント教育ということでも位置づけられておると思うのでございます。さまざまな取り組みを文部省でも推進してきたというように伺っております。

今回のこの学部等の改組については、直接関係するというわけではありませんけれども、その現状につきまして、また、今後の社会に開かれた大学をつくるという意味で、どのような取り組みをさらに進めていくのかということにつきまして御見解をお聞きしたいと思います。

○吉田(茂)政府委員 リカレント教育につきましては、文部省でも、大学への社会人の受け入れといったことを拡大するために、例えば大学の履修形態なり修業年限など、制度の弾力化を図るというふうな形で社会人を受け入れる体制を整備しつつあるところでございます。

平成七年度予算案におきましても、社会人の受け入れの推進、あるいは社会人を含めた教育研究条件を整備するという観点から、三大学、四研究科につきまして、社会人学生のための入学定員増を行うというふうな努力を続けておるところでございます。

○福島委員 さらに積極的に進めていただきたいと思ひます。それで、学部等の改組も、名前が変わるだけではなくて、中身が変わる、開かれた大学になるということを目指していただきたい、そのように思ひます。

もう一点、国立医科大学に係る定員の問題でございますが、私がお聞きしたいのは、救急部というのが医科大学には設置されている、これは各大学にあるかと思ひます。ただ、この救急部の定員なのでございます。担当の教官の方は多くが他の教室、例えば麻酔科教室であるとか整形外科の教室であるとか、併任というふうな形になっている場合が多いのではないかなというふうに思ひます。

すね。救急部そのものの定員というのが、全体の定員の枠がありますから、なかなか十分にとれない状況の中でやりくり算段をしているというのが現場の対応ではないかというふうに感じてきたわけですから、この点につきまして、現状は一体どうなっているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○吉田(茂)政府委員 御指摘の点につきまして、救急医療を実践するための体制を整えるということで努力を重ねてまいりましたところでございます。現在におきましては、国立大学病院の救急部は、助教授一名を筆頭にいたしまして、看護婦さん八名等、計十二名を基本的な枠組みといたしまして、全体の国立大学病院でこういう形を措置したところでございます。同時に、例えばICU、集中治療部の教官に協力いただくとか、あるいは非常勤の医師である医員の配置を行うというふうな形で協力をいただく形もあるわけでございますが、今申し上げましたような基本形は配置をし終わったという状況でございます。

○福島委員 私もよく存じませんが、助教授一名、看護婦八名、そして若手十名で十二名ということになるのでしょうか、私はやはり少ないのじゃないかなという気がいたします。看護婦さんを入れてということであれば非常に少ない。

実際に、救急医療というのが大変大切だということが今回の大震災でもよくわかりました。救急医療をそのみに、のみにといいますがあれですけれども、専門に携わるスタッフの人数をしっかりと確保すべきなのじゃないか。確かに、定員の枠というのが全体としてある、なかなかそれは行革ということが言われている中で厳しいということではわかるのでございます。そうしますと、やはりだんだん医学そのものも変化してきておりますから、分野も広がり、また細分化してきています、そういうことを考えますと、その枠そのものを見直すということも必要なのじゃないかというふうな認識もあるのですけれども、その点について御見解をお聞きしたいと思います。

伺ったわけですが、被災生徒のうち、半壊、半壊以上の罹災証明を受けた生徒に対しては入学金と一年間の授業料免除措置をとることにしました。年間三千万円から四千万円にもなる学費免除額に対して、行政側がどのくらい負担してくれるかわかりませんという深刻な悩みを訴えられたわけです。その他の学校でも、行政側の対応が不透明なために学費免除措置で二の足を踏んでいたり、被害の大きな私学では、学校の復興が最優先であり、学費減免の措置まで手が回らないというような実情があるわけでございます。

そこで第一点は、経常費助成で適切な措置を講ずるといふその対象として、授業料だけでなく、入学金あるいは施設整備費もぜひ含めてもらいたいという要求が出ておりますが、これについてどのようなお考えをお持ちなのかという点です。

第二点は、私学法人任せにせず、主要には国の財政負担によって被災生徒学生への学費減免が実現できるような特別助成を創設してもらいたい、あるいは予算措置もとってもらいたい、こういう強い要求があるわけですが、これについてどうお考えでしょうか。

○吉田(茂)政府委員 私どもといたしましては、今回の災害に関連いたしまして、例えば高等学校、幼稚園等の関係でございますと、関係の府県が学校法人の行う学費免除措置に対しまして助成を行うという場合に、その財源の一部について平成七年度の私立高等学校等経常費助成費補助金の中で配分してまいりたいというふうに考えておりますが、具体的にはやはり災害を受けられた学費負担者あるいは学生数等の状況、あるいは学校法人の取り組み状況、学校経営に及ぼす影響、こういったものを十分勘案しながら配分してまいりたいと考えております。

その場合に考えられますのは、授業料あるいは入学金あるいは施設費、こういったものが対象として考えられるわけでございますが、具体的には今申し上げましたような状況を勘案しながら対応

してまいりたいというふうに考えております。○山原委員 いやいよ切実な要求の時期を迎えておりますので、ぜひ十分な手当てを考えていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

時間が余りありませんので、もう一つは、先ほどちょっと出ました、神戸大学で世界的にも最先端を行く非常に貴重な研究成果も失われたという報道も出ていますのでございますが、こういう残念な結果を再び招かないための震災対策が講じられなければなりません。大規模地震対策特別措置法によりまして地震防災対策強化地域内の国立学校の施設については、耐震診断の結果に基づき、昭和五十六年度から計画的にその改修を実施し、整備は終了したということになっております。しかし、過去の最大級の地震に耐えられなかった公共施設が無残な結果を生んでいるわけでございます。この現実を踏まえまして、この耐震基準についても見直しを求められておると考えるのでございます。

また、この地震防災対策強化地域は静岡県を中心とした限られた範囲にすぎないわけでございます。予想される東海地震だけでなく、今回のような直下型地震の破壊力のすさまじさを踏まえるならば、新たな基準に基づく耐震対策を全国的規模で進める必要があると考えるわけですが、この点について文部省の見解を伺いたいと思っております。

同時に、貴重な研究成果などの保管についてであります。電源喪失とか給水ストップなどの場合にも対応できるいわゆるバックアップ体制を検討すべきだという声が出ています。この点についての考え方を伺います。

○木村(直)政府委員 これまでの国立学校施設の建築に当たりましては、建築基準法によってやってきているわけですが、先生の言われましたように東海地震の場合の想定で、静岡県を中心とした地域については国立学校施設についても耐震補強がされているわけですが、

それで、そのほかの地域についてはそういうことはまだされていないわけですが、今後ほかの地域でも今回のような大地震が起る可能性があるというところも言われていますので、当然建築基準法もこれからいろいろ検討されて変わるんだろうというところは想定されますので、それに伴って国立学校施設についても、新しい建物はもちろんのこと、古い建物についても耐震補強をしいかなきやいかぬという考え方はあるわけですが、基準法に沿った考え方であるという国立学校の施設についても耐震補強のこと等も考えていきたいと思っております。

それから、電源が停止してしまったというようなことによりまして研究資料がだめになってしまったとか、水がとまってしまったことによつてまたいろいろ被害を受けたということも各研究室でたくさん出ているということは聞いております。

そういうことに対して、これまでも非常電源設備というものを百五十方所くらいは大学ではついているわけですが、今回の地震のようなことがありまして、もう少しその辺のことはいろいろ考慮しながら、重要研究については、そういう場合に非常電源設備が働くというようなことまでも考慮していかなくいかぬと考えますので、今回の被害の調査を踏まえながら、その辺のことも十分対応していきたいと思っております。

○山原委員 次々と新しい経験、新しい事態が起っているわけですが、これに対して文部省として、やはり万全の対策を検討していつてほしいと思っております。文部大臣、最後に、こういう事態を踏まえて、大臣としてどういうふうな態度で臨むか、決意を伺って質問を終わりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○与謝野国務大臣 御承知のように、大学の研究室等には貴重な標本、サンプル、データ等が保存をされております。先生御指摘の、例えば電源が切れたというような場合は、例えば凍結保存をされている標本等が解けて、標本としてあるいはサ

ンプルとしての価値がなくなる。これは長い間蓄積された研究成果を一瞬のうちに無にするということもござります。

今後、研究室の設備のあり方、耐震に対する考え方というのは、建築基準法とともに私どもは新たに見直して、貴重な研究データ等がそのような震災によって失われないような、そういう配慮をしていく必要があると考えております。

○山原委員 時間が参りましたので、終わります。ありがとうございます。

○伊吹委員長 これにて山原健二郎君の質疑は終了いたしました。以上をもちまして本案に対する質疑は終了いたしました。

○伊吹委員長 これより討論に入るのであります。が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、国立学校設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伊吹委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○伊吹委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○伊吹委員長 次回は、公報をもつてお知らせ

することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十七分散会

文教委員会議録第一号中正誤

ページ	段	行	誤	正
二	三	三	日本医師会、	日本医師会
三	四	末五	今回	今回の
四	三	三	衛生	衛生
四	四	五	医療品	医薬品
五	二	四	とういこと	ということ
九	四	四	議院	議員

同 第三号中正誤

ページ	段	行	誤	正
七	一	末八	食料	食糧

第一類第六号

文教委員会議録第五号

平成七年二月二十四日

平成七年三月八日印刷

平成七年三月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局